

みんなでささえる 国保会計



保険証は正しく
使いましょう

～ 単なる肩こりや筋肉痛、腰痛、マッサージ
などには国民健康保険は使えません～

① 柔道整復(接骨院・整骨院)の正しいかかり方

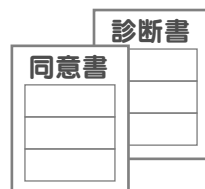
※柔道整復とは、骨や関節、筋肉のケガの治療・応急手当を目的とする施術です。

■ 国民健康保険が使えるのは

- ねんざ・打撲
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

■ 施術を受ける際の注意事項

- 負傷原因や症状などを正確に伝えましょう。
- 同一の負傷で保険医療機関での治療と重複はできません。
- 施術が長期間にわたる場合は、医師の診察を受けましょう。
- 療養費支給申請書には必ず自署または捺印をしましょう。



② あんま・マッサージ、はり・きゅうの正しいかかり方

■ 国民健康保険が使えるのは

- あんま・マッサージの場合…筋マヒ、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症状
- はり・きゅうの場合……………主として神経痛・リウマチ・頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの病名であって、慢性的な疼痛を主症とする疾患の施術を受けた場合

■ 施術を受ける際の注意事項

- 国民健康保険を使うには、あらかじめ医師の同意書か診断書が必要です。
- 保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている間は、国民健康保険の対象にはなりません。
- 疲労やコリをとるためや疾病予防などは国民健康保険の対象になりません。

～ 長期健康者の表彰 ～

高知県国保連合会では、健康管理に努める優良な世帯および被保険者を対象に、長期健康者の表彰を行っています。今年度、黒潮町内からは2人の方が表彰を受けました。



宮川和人さん(64歳)
「健康の秘訣は、好きなことをして、ストレスを溜めないことですかね。」

吉村秀澄さん(61歳)
「健康の秘訣は、なんでもよく食べることです。特にラーメンが好きです。」



○お問い合わせ

【本 庁】住民課 国保係

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800(直通)

☎55-3111(直通)